

随意契約結果(物品等)

第3四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	天王寺動物園カバ舎掻揚げ式スクリーン修繕	設備修繕	(株)ゼオ	1,787,659	10月9日	2号	G 3	—
2	南部方面管理事務所管理棟3階更衣室非常用進入口ドア窓ほか4か所修繕	設備修繕	(株)大師組	1,896,480	10月1日	5号及び6号	G 2 3 及び G 2 8	—
3	田島工営所機械式駐車装置修繕(その2)	設備修繕	I H I 運搬機械(株)	1,524,636	10月22日	2号	G 3	—
4	駐車場共通回数券ほか2点(その2)印刷	08特殊印刷	アマノ(株)大阪支店	1,432,080	10月31日	2号	G 3	—
5	平野工営所電動シャッター修繕(緊急)	設備修繕	東洋シャッター(株)大阪支店	1,600,128	10月1日	2号及び5号	G 3 及び G 2 3	—
6	東中本公園ほか1公園防球柵ネット修繕(緊急)	設備修繕	清水建材(株)	1,999,382	10月30日	5号	G 2 3	—
7	南部方面管理事務所管理棟冷却塔修繕	設備修繕	三菱電機ビルテクノサービス(株)関西支社	1,976,400	11月14日	2号	G 3	—
8	平成30年度複合型ガス濃度測定器(道路・河川管理用)修繕	備品修繕	新コスモス電機(株)	1,340,820	11月26日	2号	G 3	—
9	千島公園詰所屋根外2ヶ所修繕(緊急)	建物修繕	(株)平林建設	1,094,040	11月9日	2号	G 2 3	—
10	渡船船舶(さざなみ)修繕(緊急)	39船舶	(株)南進造船所	1,999,620	11月27日	5号	G 2 3	—

随意契約結果(物品等)

第3四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
11	桜川抽水所外2か所現場 操作盤電気設備修繕	設備修繕	(株)大同電機製作 所	1,540,080	12月6日	2号	G 3	—
12	建設局市岡工営所ボイ ラー設備真空温水ヒー ター修繕	設備修繕	(株)ヒラカワ	1,998,000	12月11日	2号	G 3	—
13	道頓堀川水門外 1 監視制御装置修繕	設備修繕	(株)安川電機	1,857,600	12月12日	2号	G 3	—
14	鞆公園ほか2公園遊 具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	1,999,080	12月18日	2号	G 3	—
15	西成公園ほか3公園 遊具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	1,532,520	12月18日	2号	G 3	—
16	西皿池公園ほか5公 園遊具修繕	設備修繕	内田工業(株)	1,260,943	12月18日	2号	G 3	—
17	今川公園ほか7公園 遊具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	1,657,800	12月18日	2号	G 3	—
18	杭全公園水景施設 循環装置修繕	設備修繕	近畿設備(株)	1,962,360	12月19日	6号	G 2 8	—
19	中島公園野球場防球 ネット等修繕(緊急)	設備修繕	清立商工(株)	1,022,328	12月12日	5号	G 2 3	—
20	西淀公園ほか1公園ト イレ屋根等修繕(緊急)	建物修繕	古瀬建設工業(株)	1,544,551	12月12日	5号	G 2 3	—

随意契約結果(物品等)

第3四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
21	天王寺動物園鳥の楽園滝泉用ポンプ等修繕(緊急)	設備修繕	テラルテクノサービス(株)	1,620,000	12月20日	2号	G 3	—
22	東深江公園ほか3公園便所・ダッグアウト屋根等修繕(緊急)	建物修繕	(株)安原工務店	1,425,600	12月5日	5号	G 2 3	—
23	真田山公園事務所電動シャッター修繕	設備修繕	東洋シャッター(株)	1,188,000	12月6日	2号	G 3	—
24	八幡屋公園事務所倉庫棟シャッター修繕	設備修繕	東洋シャッター(株)	1,998,000	12月25日	2号	G 3	—
25	鶴見緑地公園事務所屋根修繕(緊急)	建物修繕	(株)アディックス	1,911,600	11月7日	5号	G 1 7	—
26	桜之宮公園詰所外周フェンスほか1か所修繕(緊急)	設備修繕	北川組 北川博	1,998,000	11月7日	5号	G 2 3	—
27	市岡公園他1公園シエルトー等屋根張替修繕(緊急)	建物修繕	(株)山田組	1,848,960	12月10日	5号	G 1 7	—
28	真田山公園事務所 両開扉修繕(緊急)	建物修繕	(株)大師組	1,965,600	11月5日	5号	G 1 7	—

## 随意契約理由書

1 修繕名称

天王寺動物園 カバ舎掻揚げ式スクリーン修繕

2 契約相手方

株式会社 ゼオ

3 随意契約理由

本件は、天王寺動物園カバ舎水処理システムにおける浮遊物等を除去する掻揚げ式スクリーンの修繕である。

現在、カバ舎にある掻揚げ式スクリーン2台のうち1台が故障しており他の1台に負担をかけている状況である。このまま放置すると、他の1台も故障し水処理が停止しカバ池の水質が悪化することから、早急に修繕を行う必要がある。

本製品は、ゼオ製であり、故障箇所の特定制や部品の交換、整合性や互換性を確保し、修繕後の一貫した責任と性能について保障を持たせる必要があることから、株式会社ゼオに依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び5号

5 担当部署

天王寺動物公園事務所（管理担当）

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

南部方面管理事務所管理棟 3 階更衣室非常用進入口ドア窓ほか 4 か所修繕（緊急）

## 2 契約の相手方 株式会社 大師組

## 3 随意契約理由

本修繕は、台風 21 号の影響により、当管理事務所管理棟及び住之江抽水所せせらぎの里エレベーター棟施設が多数破損したものである。

今般、管理棟3階更衣室の非常用進入口ドア窓が、暴風のため破損し、またそのことが原因で暴風が庁舎内に吹き込み男子更衣室入口ドア扉も破損し、同じく管理棟屋上の物干し場の波板の損傷、3階増築部バルコニーは、物干し場フェンスの基礎部モルタルが剥がれフェンスが倒れ危険な状況であることや住之江抽水所せせらぎの里エレベーター棟3階ドア窓についても、台風によりガラスが割れ、多目的グラウンドを利用者が通行するには、非常に危険な状況であることから早急に修繕をする必要がある。

なお、この本修繕にあたっては、当方にとって競争入札に付し改めて業者選定するよりも、現場状況を把握し、修繕に必要な資材、要員を迅速に調達することが可能である住之江抽水所せせらぎの里エレベーター棟3階ドア窓修繕（緊急）を受注している上記業者が施工する方が経済的かつ時間的にも有利であることから、上記業者へ随意契約を依頼するものである。

## 4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び 6 号

## 5 担当部署 建設局南部方面管理事務所

## 随意契約理由書

1. 修繕名称

田島工営所機械式駐車装置修繕（その2）

2. 契約相手方

IHI 運搬機械株式会社

3. 随意契約理由

本件は、田島工営所に設置している機械式駐車装置8台のうち6台がワイヤー及びワイヤーシーブの損傷により使用できず、現状のままでは業務に支障をきたしていることから修繕を行うものである。

上記業者は本設備の製作会社であるナブコドア株式会社から機械式立体駐車装置メンテナンス事業の譲渡を受けた業者である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

東部方面管理事務所管理課

## 随意契約理由書

1 案件名称

駐車場共通回数券ほか2点（その2）印刷

2 契約の相手方

アマノ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

今回印刷する駐車場共通回数券は市立駐車場駐車管制設備に対応する磁気券です。

本回数券は、アマノ株式会社が独自に開発したシステムにより製造されたものであり、他に互換性を持つ製品はありません。また、磁気情報についても同社の保有する機密であり、同社以外では取り扱われていません。

そのため、本回数券の印刷については、本システムの全般部品を供給し、代理店を介さず直接事業を請け負っている上記業者への随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 道路部 調整課

## 随 意 契 約 理 由 書

1. 修 繕 名 称 平野工営所電動シャッター修繕（緊急）
2. 契約の相手方 東洋シャッター株式会社
3. 随意契約理由 今般、台風21号の影響により庁舎1階の南側に設置している電動シャッターが損壊したため修繕するものである。  
現状のままでは施錠できず、庁舎の適切な管理が行えないことや当該シャッターが道路に面しているため台風によるさらなる被害に繋がる恐れがあるため早急に修繕する必要がある。  
なお、当該設備は上記業者が設計、製造し取替部品も他社では製造しておらず、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者へ随意契約を依頼するものである。
4. 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号
5. 担 当 部 署 建設局南部方面管理事務所 管理課  
平野工営所



## 随意契約理由書

1 修繕名称

東中本公園ほか1公園防球柵ネット修繕（緊急）

2 契約相手方

清水建材株式会社

3 随意契約理由

本件は、東中本公園・桃谷公園において、台風21号の強風により、公園樹木が幹折れで隣接している防球ネットを破損したため修繕を行うものである。

当該公園は、有料グラウンドであり、野球等の球技利用に提供しているが、防球柵クレモナネット部分が大きく破れおり、グラウンド利用のボールが公園隣接道路部や公園遊戯部分へ飛び出す恐れあり、グラウンド周りの公園利用者や周辺道路歩行者等の安全確保供出来ないため、早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定に当たっては、本市入札参加有資格者名簿において、とび・土工コンクリート工事で登録を有していることに加え、必要資材調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

建設局 真田山公園事務所